

情報公表項目																			備考(データの時点、定義以外の数値を掲載した場合の定義、その他注記)	公表年月
(1)女性職員の採用割合(%) (区)	(2)採用試験の受験者の女性割合(%) (区)	(3)職員の女性割合(%) (区) (派)	(4)継続勤務年数(年)/離職率(%)の男女差			(5)約10年度前に採用した職員の男女別継続任用割合(%)		(6)男女別の育児休業取得率(%) (区)		(7)男性の配偶者出産休暇等取得率(%)	(8)超過勤務の状況(月平均時間)	(9)超過勤務の状況(月平均時間) (区) (派)	(10)年次休暇等取得率(%)	(11)管理職の女性割合(%)	(12)各役職段階の職員の女性割合(%)					
			継続勤務年数/離職率	男性	女性	男性	女性	男性	女性						本庁係長相当職	本庁課長補佐相当職	本庁課長相当職	本庁部局長・次長相当職		
一般事務職50.0% 保育士100% 栄養士100% 看護師100%	一般事務職43.5% 保育士100% 栄養士100% 看護師100%	一般事務33.9% 保健師・栄養士100% 保育士・教諭・教員94.1% 建築技師・土木技師・臨床心理士・林業技師・社会福祉士16.7% 看護師98.0% 医療技師35.7% 医師・薬剤師15.4% 医療関係者70% 技能労務職20%	離職率	53.3%	46.7%	71.4%	33.3%	一般事務職50.0% 土木技師100%	一般事務職100% 保健師・栄養士100% 保育士100% 看護師100%	75.0%	6.3時間		39.2%	25.8%	48.4%	42.1%	3.6%	0.0%	(1)～(4)、(6)～(12)は令和7年度、(5)は平成27年度	令和8年7月

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 鏡野町

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.0%
全職員	73.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	66.3%
本庁課長補佐相当職	99.9%
本庁係長相当職	97.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.5%
31～35年	93.2%
26～30年	78.1%
21～25年	69.9%
16～20年	70.4%
11～15年	108.8%
6～10年	96.0%
1～5年	74.4%

【説明欄】

町立病院を有しているため、任期の定めのない常勤職員に医師が含まれる（役職段階別では本庁課長相当職）。令和7年度はいずれも男性であるため、1. 全職員に係る情報中「任期の定めのない常勤職員」、2. (1) 中「本庁課長相当職」及びその年齢に応じた2. (2) 中「21～25年」・「1～5年」の区分における男女の給与の差異が大きくなっている。

また、パートタイム会計年度任用職員についての男女比が約1：6であるため、1. 全職員に係る情報中「全職員」の区分における男女の給与の差異が大きくなっている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	3. 6 %

【説明欄】

計上の対象は本庁課長相当職。全体 28 名のうち女性 1 名となっている。男性への偏りが見られる。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	3. 6 %
本庁課長補佐相当職	42. 1 %
本庁係長相当職	48. 4 %

【説明欄】

本庁課長相当職では男性に偏りが見られるが、その他の区分については大きな偏りは見られない。
なお、本庁部局長・次長相当職は該当職員がいないため「—」としている。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	75%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%
女性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—%	—%	—%	—%
1週間以上2週間未満	—%	—%	—%	—%
2週間以上1月以下	66.6%	—%	—%	—%
1月超3月以下	33.3%	—%	—%	—%
3月超6月以下	—%	—%	—%	33.3%
6月超9月以下	—%	12.5%	—%	33.3%
9月超12月以下	—%	25.0%	—%	33.3%
12月超24月以下	—%	12.5%	—%	—%
24月超	—%	50.0%	—	—

【説明欄】

取得率について、女性職員は常勤職員・会計年度任用職員とも100%となっている。男性は会計年度任用職員では取得可能職員に該当がなかった（「—」としている）が、常勤職員は75%が取得しており、概ね高い水準であるといえる。

取得期間としては、女性職員のうち常勤職員は24月超が最も多く全体の半分を占める一方、会計年度任用職員は「3月超6月以下」から「9月超12月以下」の3区分に均等となっている。

男性職員の取得期間は全体の3分の2が1月以下となっており、女性職員の取得期間が概ね半年以上となっているのに対し短いことがわかる。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	7. 2 時間／月
内部部局等以外	5. 5 時間／月

【説明欄】

「内部部局等」は本庁職員、「内部部局等以外」は本庁以外の職員を対象として算出している。
内部部局等における時間外勤務が内部部局等以外を上回る水準となっている。
なお平均時間数は、職員ごとの超過勤務時間数及び当月職員数を月ごとに集計し、その後年度内の総
超過勤務時間数を延べ職員数で除して算出している。